



【水戸市】新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策

個人向け

個人申請

休業・減収等で
緊急に生活費が必要

貸付

緊急小口資金

貸付上限：10万円（特例の場合20万円）
据置期間：1年，償還期限：2年以内

休業・減収等で
生活が維持できない

貸付

総合支援資金

貸付上限（月額）：2人以上20万円，単身15万円
貸付期間：原則3か月以内
据置期間：1年，償還期限：10年以内

事業主の指示で休業したが
休業手当を受けることが
できなかった

給付

休業支援金・給付金

対象者：令和2年4月以降に、事業主の指示により
休業した中小企業の労働者
給付額：休業前賃金の8割（日額上限11,000円）

休業・減収等で税金や
料金が納められない

猶予・
減免

市税，各種料金の
徴収猶予，減免

猶予対象：市税，介護保険料，国民健康保険税，
後期高齢者医療保険料，国民年金保険料，
水道料金，下水道使用料，保育所利用者
負担金など
減免対象：介護保険料，国民健康保険税，後期高齢者
医療保険料，国民年金保険料など

感染症に感染又は感染が
疑われる場合に，一定期
間就労できず給与が支払
われない

給付

傷病手当金
（国民健康保険，
後期高齢者医療）

対象者：給与等の支払いを受けている被保険者
で，感染症に感染または感染が疑われる
ことにより，一定期間就労できず給与等
が支払われなかった方
支給額：1日当たり，直近3月間の給与等の収入
の合計額を当該期間における就労日数で
除した額の2/3

水戸市
社会福祉協議会
（自立相談支援室）
029-291-3941

休業支援金・給付金
コールセンター
0120-221-276

水戸市各課

【国民健康保険】
水戸市国保年金課
医療給付係
029-232-9166

【後期高齢者医療】
水戸市国保年金課
後期高齢者医療係
029-232-9528